

公 表 第 7 号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年5月1日

久留米市監査委員	山 口 文 刀
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	佐 藤 晶 二
久留米市監査委員	石 井 俊 一

財政援助団体等監査報告（1）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項 件数	意見 件数	指摘事項 件数	意見 件数
(一財)久留米市 みどりの里づくり 推進機構	監査委員室 監査委員事務局執務室 ・会議室 対象団体等の執務室	令和5年12月18日 ～令和6年4月30日	1	3	1	0

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度及び令和5年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 30,000,000円（令和5年3月31日現在）
- (2) 設立年月日 平成2年5月31日
- (3) 設立の目的 久留米市及び地域団体等と連携しながら、農業文化の健全なる発展、伝統あるつつじ文化の振興、緑花木の生産振興を図るとともに、久留米市が耳納北麓一帯を事業区域として展開する「みどりの里づくり」事業の主要活動主体として、管理運営する施設の有効活用を図ることにより、地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
- (ア)久留米市世界つつじセンターの施設の維持管理に関すること
- (イ)クルメツツジをはじめとするツツジ類の保存・育成及び普及推進に関する事業
- (ウ)農業関連施設の適切な維持管理・運営に関する事業
- (エ)農業体験・都市農村の交流に関する事業
- (オ)農産物、農業等の情報発信に関する事業
- (カ)耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージ（久留米市東部を職・遊・交流のエリアとして創生する政策）に関する事業
- (キ)その他みどりの里づくり事業に関する事業
- (ク)その他この法人の目的達成に必要な事業
- (5) 役員及び職員数 理事6名、監事2名、職員13名（令和5年4月1日現在）

2 久留米市との関係

- (1) 出資
久留米市は、20,000,000円を出資している。（令和5年3月31日現在）
- (2) 財政援助
久留米市は、平成4年度において、33,604,505円の補助金交付を行っている。

(3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を「久留米ふれあい農業公園」「久留米市複合アグリビジネス拠点施設（道の駅くるめ）」の指定管理者として指定している。

ア 久留米ふれあい農業公園

(ア) 指定管理料 令和4年度決算額 27,367,000円

(イ) 指定期間 平成31年4月1日～令和5年3月31日まで
令和5年4月1日～令和10年3月31日まで

(ウ) 選定方法 公募

イ 久留米市複合アグリビジネス拠点施設（道の駅くるめ）

(ア) 指定管理料 なし

(イ) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日まで
令和5年4月1日～令和10年3月31日まで

(ウ) 選定方法 非公募

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は2名である。

(5) 所管部局

農政部 農業の魅力促進課

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 団体への指摘事項及び意見

指 摘 事 項

〔郵便切手等管理事務〕

保管している切手の現在数が、切手管理簿に記載された残数と異なっている。

意 見

《事務監査》

(1) 一般財団法人は、公益法人に比べ事業の自由度があるため、法人のガバナンス体制の強化が必要であることから、監事による監査体制の強化について早急に取り組まれない。

(2) 事務局は、派遣職員、嘱託職員、パート職員の3名体制で、法人の会計業務、給与計算業務、日常的な総務業務全般を行っており、本来、事務局として実施すべき業務である法人全体の企画などの取組に至っていない。可能な限り、体制の強化などについて検討されたい。

(3) 懸案事項に単年度での解決が困難な事項を掲げているにもかかわらず、中期経営計画が策定されていない。

売り上げ増加の取組に加え、コストを見直して損益分岐点を下げることで収益力を強化する方策について検討するなど、中期的・具体的な経営計画の策定に努められたい。

2 所管部局への指摘事項

指 摘 事 項

〔補助金等交付事務〕

補助金交付要綱の補助対象経費と実際に交付対象としている経費に不整合が生じている。

財政援助団体等監査報告（２）

第１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

第２ 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項 件数	意見 件数	指摘事項 件数	意見 件数
(公財)久留米観光 コンベンション国 際交流協会	監査委員室 監査委員事務局執務室 ・会議室 対象団体等の執務室	令和５年１２月１８日 ～令和６年４月３０日	３	４	０	１

第３ 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和４年度及び令和５年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第４ 団体の概要

１ 団体の概要

- 基本財産 １１９，９６８，９７８円（令和５年３月３１日現在）
- 設立年月日 平成２年１２月１日
- 設立の目的 久留米市の有する歴史、文化、産業その他の特性を活かし、久留米市における観光及びコンベンションの振興を図るとともに、市民の国際理解及び市民による国際交流を推進し、もって地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- 事業の概要
 - (ア)観光客の誘致及び受け入れ
 - (イ)コンベンションの誘致及び開催の支援
 - (ウ)観光イベント等の企画、実施、支援及び協力
 - (エ)地域における国際理解の推進
 - (オ)友好・姉妹都市及び海外諸都市との交流の促進
 - (カ)在住外国人の支援活動の推進
 - (キ)観光、コンベンション及び国際交流に関する調査及び研究
 - (ク)観光、コンベンション及び国際交流に関する広報及び宣伝
 - (ケ)観光、コンベンション及び国際交流に関する団体等との連携及びボランティア活動の育成
 - (コ)観光、コンベンション及び国際交流関係施設等の運営及び維持管理
 - (サ)久留米市及びその他の団体の委託を受けた事業の執行
 - (シ)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 役員及び職員数 理事２名、監事２名、職員２３名（令和５年４月１日現在）

２ 久留米市との関係

- 出資
久留米市は、４８，０００，０００円を出資している。（令和５年３月３１日現在）

(2) 財政援助

久留米市は、平成4年度において、192,531,487円の補助金交付を行っている。

(3) 指定管理者

久留米市は、当該団体を「耳納北麓観光拠点施設」「久留米市田主丸ふるさと会館」の指定管理者として指定している。

ア 耳納北麓観光拠点施設

(久留米市立草野歴史資料館、山辺道文化館、久留米市世界のつばき館)

(ア) 指定管理料 令和4年度決算額 37,233,000円

(イ) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日まで

(ウ) 選定方法 公募

イ 久留米市田主丸ふるさと会館

(ア) 指定管理料 令和4年度決算額 15,688,000円

(イ) 指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日まで

(ウ) 選定方法 公募

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は3名である。

(5) 所管部局

商工観光労働部 観光・国際課

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 団体への指摘事項及び意見

指 摘 事 項

〔補助金等交付事務〕

補助限度額を超える補助金の交付に当たり、交付要綱に定める「理事長が、特に国際交流の促進を行っている団体と認める場合は、別に理事長が定める額」の規定を適用しているが、その旨が決裁文書に明示されていないものがある。

〔正味財産増減計算書_経常収益〕

サイクルファミリーパークにおける利用者から徴収する料金について、現金受領時に領収書等を渡しておらず現金受領の根拠となる書類がない事例があるなど、管理、チェック体制が不十分なものがある。

〔正味財産増減計算書_経常費用〕

予算の流用において、経理規程上、人件費に係る給料、手当等は他の科目に流用することはできないとされているが、給与手当を他の科目に流用しているものがある。

意 見

《事務監査》

公益法人における社会環境は厳しさを増し、ガバナンス体制の強化が必要とされていることを踏まえ、監事による監査体制の強化について早急に取り組まれない。

《財務監査》

(1) 契約事務については、市の契約関係の規程に準拠して行っているとのことだが、規程はない。一方で、実際の事務には市の規程に準拠していないものがある。

契約事務に関する規程の整備について検討されたい。

(2) 各種補助金について、交付要綱に記載されている補助対象経費が明確でないため、補助対象経費の内容にばらつきが生じているものがある。また、実績報告書において、繰越金が生じている場合の補助金返還の必要性について検討がされていないもの、領収書の内容について把握していないもの、交付申請書と補助対象経費の内容が乖離しているものなどが散見され、補助金交付申請、実績報告書の内容を適正に確認できているか疑義が生じる状況である。

各補助金の財源は市からの補助金であることを踏まえ、具体的な補助対象経費を定めたガイドラインや繰越金の取扱い等について、市所管課と協議し、対応を検討されたい。

(3) 懸案事項に単年度での解決が困難な事項を掲げているにもかかわらず、中期経営計画が策定されていない。

事業については、市の観光・MICE戦略に基づき実施しているとのことであるが、十分な成果が上がっているとは言えない。福岡都市圏をインバウンドで訪れる客数は多い。ターゲットを絞った事業でその一部を本市に呼び込んで成果を上げる施策を掲げるなど、費用対効果を高める視点で、観光・コンベンション・国際交流・指定管理事業・サイクルポーツ事業等に関する、当財団としての中期的・具体的な経営計画の策定に努められたい。

2 所管部局への意見

意見

《財務監査》

(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会（以下、「協会」という）が交付する各種補助金について、交付要綱に記載されている補助対象経費が明確でないため、補助対象経費の内容にばらつきが生じている。また、実績報告書の中で、繰越金が生じている場合の補助金返還の必要性について検討がされていない。

各補助金の財源は市からの補助金であることを踏まえ、具体的な補助対象経費を定めたガイドラインや繰越金の取扱い等について、対応を検討されたい。

財政援助団体等監査報告（3）

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象団体	実施場所	日 程	団体		所管部局	
			指摘事項 件数	意見 件数	指摘事項 件数	意見 件数
(公財)久留米市 都市公園管理 センター	監査委員室 監査委員事務局執務室 ・会議室 対象団体等の執務室	令和5年12月18日 ～令和6年4月30日	1	2	0	1

第3 監査の着眼点・主な実施内容

今回の監査は、令和4年度及び令和5年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によってその目的は達成されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第4 団体の概要

1 団体の概要

- (1) 基本財産 7,300,000円（令和5年3月31日現在）
- (2) 設立年月日 昭和58年3月31日
- (3) 設立の目的 久留米市に協力して、公園施設の整備促進及び維持管理を行うとともに、適正な公園の管理運営並びに緑化の推進及び動物愛護思想の普及啓発に努め、公園機能の増進を図り、もって住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (4) 事業の概要
ア 公益目的事業
(ア)公園施設等の維持管理、利用促進及び水辺環境の管理に関する事業
(イ)都市緑化の推進、緑の保全及び緑化啓発の推進に関する事業
(ウ)久留米市鳥類センターの管理運営及び動物愛護思想の普及啓発に関する事業
(エ)市民流水プールの管理運営及び利用促進に関する事業
イ 収益事業
(ア)筑後川河川敷ゴルフ場の管理運営及び利用促進に関する事業
(イ)その他この法人の目的達成に必要な事業
- (5) 役員及び職員数 理事13名、監事2名、職員21名（令和5年4月1日現在）

2 久留米市との関係

- (1) 出資
久留米市は、3,000,000円を出資している。（令和5年3月31日現在）
- (2) 財政援助
久留米市は、平成4年度において、63,089,000円の補助金交付を行っている。
- (3) 指定管理者
久留米市は、当該団体を都市公園（公園数328：令和5年3月31日現在）の指定管理者として指定している。
(ア) 指定管理料 令和4年度決算額367,374,509円

(イ) 指定期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日まで

(ウ) 選定方法 非公募

(4) 市職員の派遣

役員及び職員のうち久留米市職員の派遣は0名である。

(5) 所管部局

都市建設部 公園緑化推進課

第5 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正または検討を要する事項が認められた。

1 団体への指摘事項及び意見

指 摘 事 項

〔現金等取扱事務〕

ゴルフ場利用料金の誤返金により過不足金が生じているが、発生原因の究明と再発防止に向けた十分な調査・検討が行われていないものがある。

意 見

《事務監査》

(1) 公益法人における社会環境は厳しさを増し、ガバナンス体制の強化が必要とされていることを踏まえ、監事による監査体制の強化について早急に取り組みたい。

(2) センターは令和2年度～令和6年度までの5ヶ年の中期事業計画を策定しており、直近では令和5年3月に改訂を行っている。

当該中期事業計画において、各ゴルフ場の売上予測が立てられているが、令和4年度の実績を見れば、中期事業計画における令和5年度と令和6年度の予測数値の達成はかなり厳しいと考えられる。

売上げが厳しい理由は、水害、ゴルフ離れ、高齢化の進展等が考えられるとのことであるが、具体的な調査が実施されていない。

今後の収支状況を見極め、今後の経営方針を定めるためにも、マーケティング調査等を行い、利用動向等を把握した上で、想定される収支見込みを推計することが望ましい。その上で、料金改定を含む今後の経営方針について検討されたい。

2 所管部局への意見

意 見

《財務監査》

鳥類センター（流水プールを含む）は、市の財産であり、都市公園法上の公園施設に当たるため、都市公園法・都市公園条例の規定に基づき、公益財団法人久留米市都市公園管理センター（以下、「センター」という。）は、両施設の管理運営の許可申請を行い、市は許可している。併せて、管理運営に対し、久留米市鳥類センター補助金交付要綱に基づき、センターは、補助金交付申請を行い、市は補助金を交付している。

補助事業であるため、事業経営の責任をセンターが負うが、鳥インフルエンザ対策やプールでの事故対応などセンターのみでは解決できない懸案課題が山積している。市は、このような事案の発生に備え、随時センターと十分に協議を行い、施設の許可権者として、今後も適切な対応に努められたい。